

第15回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年8月27日(金) 午後3時57分

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年8月27日(金) 午後3時57分
2. 閉会時間 令和3年8月27日(金) 午後4時35分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 1名

番号	氏名
12	平野 晋

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名

地区	氏名	地区	氏名
中央	稲田 俊夫	池田	松本 良二

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 新規就農者について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第3条第3項(耕作権設定)の規定による許可申請について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5号議案 非農地証明願について
- 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
- 第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後3時57分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第15回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、12番 平野 晋 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、17番 廣瀬 光徳 委員、18番 森 誠 委員を指名します。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおり、6件 7筆 6,980平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、2件 3筆 887平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集は3ページ、届出者は記載のとおりで、のちほど、上程する農地法第3条による農地を借り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議長（会長）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局

の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ 1番に記載のとおりで、畑1筆 549平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,445平方メートルで、農機具はトラクター 1台、管理機 1台、草刈機 3台、動噴 1台、田植機 1台、コンバイン 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、建築業、兼 農家で47年の農作業歴があります。

本人、妻、子の3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻・人参・レタスを作付している状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について、説明いたします。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ 2番に記載のとおりで、田1筆 1, 146平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7, 132平方メートルで、農機具はトラクター 1台、耕運機 1台、コンバイン 1台、田植機 1台、軽トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

本人と妻と農業を営んでおり、申請地も含め、水稻・じゃがいも・南瓜・スイートコーン・玉葱を作付している状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の

2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について、説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ 3番に記載のとおりで、畑3筆 20.02平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、10,677.02平方メートルで、農機具はトラクター 1台、動噴 1台、軽トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で48年の農作業歴があります。

本人、妻、子の3人で農業を営んでおり、申請地も含め、スイカを作付している状況で、問題なしと見ております。

なお、本申請は第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番と関連するものです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第3項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第3項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

借人及び貸人は、議案集5ページ1番及び2番に記載のとおりで、田4筆 3, 647平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

取得後の耕作面積は、3, 647平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、運搬機2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、賃借人は市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

賃借人は、熊本県に所在する「農畜産物の生産、加工、販売」等を行う会社であります。

今回、農業の衰退や遊休農地の解消を目的に新規就農し、将来は自動化を図り農業を通じて地域へ貢献していきたいとのことで、農地を借り入れたいとのことです。

社員1名が、申請地の所有者である……氏の指導のもと農業経験を積んでおり、許可後は社員1名および臨時雇用員4名が農業に従事し、引き続き……氏の技術・営農指導を受けながらイチゴ栽培を行う計画であります。

なお、一般法人による農地の貸借であるため農地を適切に利用しない場合、契約を解除する内容を記した解除条件が付されており、また地域における役割を果たす旨、また職員による農業に常時する等の要件を満たしていることから問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありました。第2号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等はありませんので、第2号議案の1番及び2番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第3項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地 29.56平方メートルを公衆用道路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側及び東側は転用許可申請地、南側は道路、西側は転用許可申請地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地 2, 548平方メートルを譲り受け、木造2階建て……を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

造成し擁壁を設け、雨水は貯水槽から道路側溝へ、污水及び生活 雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人ひ譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、申請地 5, 606平方メートルを譲り受け、駐車場用地・既存施設への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設への転用であることから、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側は農地、東側は雑種地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は側溝を設け、水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえ、「農業委員会の意見書」を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、申請地 860平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側および東側は宅地、南側は農地、西側は道路となっております。

盛土を造成し、コンクリート擁壁を設け、雨水は側溝から水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、申請地 154平方メートルを譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集8ページ、5番に記載のとおりで、申請地920.96平方メートルを借り受け、木造平屋建て借家6棟を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側は河川、東側は農地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は河川および道路側溝へ、汚水及び生活 雑排水は合併浄化槽を経由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、6番に記載のとおりで、申請地387平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活 雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集9ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和28年月日不詳から、家屋番号……の建物敷地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路、西側は申出人の宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体的に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから13ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 9件 15筆 14,450.4㎡、

耕作権の再設定 9件 16筆 14,159㎡

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集14ページに記載のとおりで、6件10筆 6,315㎡です。

合 計 24件 41筆 34,924㎡ です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承

認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定いたします。

……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長 (会長)

第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

議案集の15ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、7筆、8,061平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、2名の方は、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただ今の説明に対して、ご意見等)はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

議長 (会長)

以上で、第15回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第15回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時35分閉会